

# 資料編

## 1 . 習志野市都市マスタープランの検討経緯

( 1 / 2 )

日 付	検 討 の 内 容 等
平成 4 年 6 月 26 日	改正都市計画法（昭和43年法律第100号）の公布 ・都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市マスタープラン）の創設
平成 7 年 11 月 2 日	「習志野市都市マスタープラン」策定調査の開始 ・都市マスタープランの位置づけと役割 ・基礎的な調査による都市状況の把握 など
平成 8 年 6 月 12 日	都市マスタープラン策定のための「ワーキンググループ」（関係各課の係長により構成）の設置 ・ワーキンググループ会議による都市マスタープランの検討・協議（H8.7.23～H10.1.13計15回開催）
平成 8 年 10 月 15 日	「習志野市都市マスタープラン検討協議会」の設置 P153、P154参照
平成 9 年 1 月 21 日	第 1 回「習志野市都市マスタープラン検討協議会」 ・都市マスタープランの策定について ・習志野市の現況と課題について
平成 9 年 7 月 4 日	第 2 回「習志野市都市マスタープラン検討協議会」 ・都市づくりの目標、将来都市構造、将来人口フレームについて
平成 9 年 11 月 21 日	第 3 回「習志野市都市マスタープラン検討協議会」 ・部門別整備方針について
平成 9 年 11 月 27 日	「習志野市都市計画審議会」 ・都市マスタープランの策定状況について
平成 10 年 2 月 13 日	第 4 回「習志野市都市マスタープラン検討協議会」 ・地域別整備方針について
平成 10 年 7 月 14 日	第 5 回「習志野市都市マスタープラン検討協議会」 ・都市マスタープランの実現に向けて
平成 11 年 1 月 29 日	「習志野市都市計画審議会」 ・都市マスタープランの策定状況について
平成 11 年 2 月 10 日	第 6 回「習志野市都市マスタープラン検討協議会」 ・市民公表原案について
平成 11 年 7 月 24 日	「習志野市都市計画審議会」 ・都市マスタープランの策定状況について

日 付	検 討 の 内 容 等
平成12年 2 月22日	第 7 回「習志野市都市マスタープラン検討協議会」 ・ 修正原案について
平成12年 5 月 9 日 ～ 6 月20日	まちづくり会議説明（全14回） ・ 都市マスタープランと「習志野市基本構想」・「習志野市基本計画」との関連性について P151参照
平成12年10月 3 日	第 8 回「習志野市都市マスタープラン検討協議会」 ・ 市民公表原案について
平成13年 1 月17日	「習志野市都市計画策定協議会」 ・ 都市マスタープラン（素案）について
平成13年 2 月14日	「習志野市議会全員協議会」 ・ 素案について
平成13年 3 月19日 ～ 3 月22日	「習志野市都市マスタープラン検討協議会」委員への報告
平成13年 3 月27日	「習志野市都市計画審議会」 ・ 素案について
平成13年 4 月 1 日	「都市マスタープラン（素案）」の公表 ・ 素案概要を＜広報特集号＞で全戸配布及びハガキ等による意見や提案の募集、公民館・インターネット等による公開
平成13年 4 月 9 日 ～ 7 月 7 日	「都市マスタープラン（素案）」説明会（全31回） ・ 素案について P152参照
平成13年 8 月20日	「習志野市都市計画策定協議会」 ・ 都市マスタープラン（案）について
平成13年 8 月24日	第 9 回「習志野市都市マスタープラン検討協議会」 ・ 案について
平成13年 8 月30日	「習志野市都市計画審議会」 ・ 案の中間報告
平成13年 9 月27日	「習志野市都市計画審議会」 ・ 都市マスタープランの承認
平成13年12月28日	習志野市都市マスタープランの策定

## 2 . 習志野市都市マスタープランの広報活動の経緯

### 1) まちづくり会議説明(平成12年)

都市マスタープランの策定にあたり、以下の会場において「習志野市基本構想」・「習志野市基本計画」との関連性について説明しました。

地域名	地区名	月日(曜日)	会場
谷津・向山	谷津・向山	5月21日(日)	谷津C.C
藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台	鷺沼台	5月9日(火)	ゆうゆう館
	津田沼北	5月13日(土)	津田沼3丁目集会所
	津田沼	5月17日(水)	サンロード6F
	鷺沼	5月19日(金)	鷺沼集会所
	藤崎	5月9日(火)	ふれあいセンター
大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷	大久保・泉・本大久保	5月13日(土)	大久保消防会館
	本大久保・花咲・屋敷	5月19日(金)	本大久保会館
実花・東習志野・実朶・新栄	実朶・新栄	5月14日(日)	実朶消防会館
	実花・東習志野	6月20日(火)	東習志野C.C
袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園	秋津・茜浜	5月14日(水)	秋津1丁目集会所
	袖ヶ浦東	5月25日(木)	袖ヶ浦5丁目集会所
	香澄・芝園	5月25日(木)	香澄集会所
	袖ヶ浦西	5月26日(金)	袖ヶ浦公民館

2) 『都市マスタープラン(素案)』説明会(平成13年、日付順)

同素案の概要については、4月1日に広報特集号として全戸配布し、以下の説明会等を開催し、市民各層から意見を聞くとともに、ハガキ等による意見や提案の募集を行いました。

No	日付(曜日)	地域名・団体名等	会 場
1	4月9日(月)	J A 習志野	J A 習志野
2	4月10日(火)	習志野商工会議所	サンロード
3	4月14日(土)	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地域	新習志野公民館
4		大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷地域	市民会館
5	4月15日(日)	実花・東習志野・実籾・新栄地域	東習志野C C
6	4月18日(水)	津田沼まちづくり会議	菊田公民館
7	4月20日(金)	農業委員会	市役所第3庁舎
8	4月21日(土)	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地域	消防本庁社
9		谷津・向山地域	谷津C C
10		秋津、茜浜まちづくり会議	秋津1丁目集会所
11	4月24日(火)	実花、東習志野まちづくり会議	東習志野C C
12	4月25日(水)	藤崎まちづくり会議	藤崎ふれあいセンター
13	4月27日(金)	鷺沼まちづくり会議	鷺沼集会所
14	5月10日(木)	袖ヶ浦西まちづくり会議	袖ヶ浦公民館
15	5月12日(土)	大久保・泉・本大久保まちづくり会議	消防会館
16		鷺沼台まちづくり会議	ゆうゆう館
17	5月15日(火)	本大久保・花咲・屋敷まちづくり会議	本大久保会館
18	5月19日(土)	ならしの自然探検ネット	大久保公民館
19		津田沼一丁目町会	津田沼一丁目集会所
20	5月20日(日)	谷津・向山まちづくり会議	谷津C C
21	5月22日(火)	習志野商店街連合会	市役所第3庁舎
22		香澄・芝園まちづくり会議	香澄集会所
23	5月23日(水)	習志野青年会議所	教育委員会
24	5月24日(木)	袖ヶ浦東まちづくり会議	なぎさ会館
25	5月26日(土)	市民カレッジ	ゆうゆう館
26	5月30日(水)	千葉工業大学建築学科	千葉工業大学
27	5月31日(木)	日本共産党秋津・香澄地区	新習志野公民館
28	6月1日(金)	習志野市工業地域団体連合会	銀座津田沼賓館アスター
29	6月2日(土)	津田沼北部地区まちづくり会議	津田沼3丁目町会会館
30	6月11日(月)	習志野商工会議所	ザ・クレストホテル津田沼
31	7月7日(土)	千葉県建築士会 習志野支部	習志野市リサイクルプラザ

### 3 . 習志野市都市マスタープラン検討協議会設置要綱

---

#### (設置)

第1条 本市に、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき、習志野市都市マスタープランを策定するため、習志野市都市マスタープラン検討協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 習志野市都市マスタープランの案の策定に関する事項
- (2) その他市長が特に必要と認める事項

#### (組織)

第3条 協議会は、委員11人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民のうち市長が適当と認めた者
- (3) 市の職員

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、習志野市都市マスタープランを定めるときまでとする。

#### (会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

#### (協議会の事務)

第7条 協議会の事務は、都市計画担当課において、これを処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年10月15日から施行する。

##### (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、習志野市都市マスタープランを定めたとき、その効力を失う。

#### 附則

##### (施行期日)

この要綱は、平成9年11月7日から施行する。

#### 4 . 習志野市都市マスタープラン検討協議会委員

(敬称略)

委 嘱 区 分		氏 名
会 長	学識経験者	北原 理雄
副会長	市民のうち市長が適当と認めた者	白井 保彦
委 員	学識経験者	立本 英機
〃	市民のうち市長が適当と認めた者	合間 正秋
〃	〃	越智 桂
〃	〃	小倉 恵子
〃	市の職員	企画政策部長
〃	〃	環境部長
〃	〃	市民経済部長
〃	〃	都市整備部長
〃	〃	都市整備部参事

## 習志野市都市マスタープラン

---

---

平成14年（2002年）1月

発行：習志野市

編集：都市整備部 都市計画課

〒275-0014

千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号

電話 047(451)1151（代）

---

---